

○海上幕僚監部法令審査委員会規則

昭和29年7月1日
海上幕僚監部達第2号

- 改正 昭和40年7月31日 海上自衛隊達第62号〔海上幕僚監部衛生部の設置等に伴う関係達の整理に関する達8条による改正〕
- 昭和55年6月30日 海上幕僚監部達第1号〔海上幕僚監部総務部法務課の新設に伴う関係海上幕僚監部達の整理に関する達1条による改正〕
- 昭和56年11月30日 海上幕僚監部達第1号〔第1次改正〕
- 昭和62年5月21日 海上自衛隊達第13号〔海上幕僚監部衛生部企画室等の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達13条による改正〕
- 昭和62年9月29日 海上自衛隊達第23号〔海上幕僚監部防衛部施設課の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達9条による改正〕
- 昭和63年4月8日 海上自衛隊達第16号〔海上幕僚監部総括副監察官の新設及び第51航空隊の改編に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達12条による改正〕
- 昭和63年12月13日 海上自衛隊達第38号〔海上幕僚監部の改組に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達22条による改正〕
- 平成14年3月22日 海上自衛隊達第25号〔海上幕僚監部首席法務官等の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達57条による改正〕
- 平成18年3月27日 海上自衛隊達第9号〔防衛庁設置法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達48条による改正〕
- 平成19年1月9日 海上自衛隊達第1号〔防衛省移行に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達59条による改正〕

海上幕僚監部法令審査委員会規則を次のように定める。

海上幕僚監部法令審査委員会規則

(設置)

第1条 海上幕僚監部に法令審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(性格)

第2条 委員会は、海上幕僚監部において立案し、又は合議を受けた法令等（通達類を含む。以下同じ。）の案の形式及び内容を審査し、並びに海上自衛隊の所掌事務に関する法令等の解釈その他の事項について海上幕僚長の諮問に応ずる機関とする。

(構成等)

第3条 委員会は、委員長1人並びに常務委員及び委員おのおの若干人をもつて構成する。

2 委員長は、委員会を招集し、委員会の議事を整理する。

3 常務委員は、常時委員会に出席し、委員会の議事に参加する。

4 委員は、委員長が出席を求めた場合、委員会の議事に参加する。

(庶務)

第4条 委員会に書記1人を置く。

2 書記は、委員長の命を受け、委員会の議事の記録その他委員会の庶務に従事する。

(委員長)

第5条 委員長は、首席法務官をもつて充てる。

2 委員長に事故がある場合は、委員長があらかじめ定めた順序に従い、常務委員のうち1人がその職務を代理する。

(常務委員)

第6条 常務委員は、海上幕僚監部の職員のうちから海上幕僚長が命ずる。

(委員)

第7条 課長、総括副監察官、法務室長、会計監査室長及び衛生企画室長（以下「課長等」という。）は、それぞれの所属する職員のうちから委員1人を指名し、その氏名を委員長に通告するものとする。委員を変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、常務委員の所属する課長及び法務室長は、委員を指名しないことができる。この場合においては、その課長等は委員を指名しない旨を委員長に通告するものとする。

(書記)

第8条 書記は、法務室に所属する職員のうちから委員長が指名する。

2 書記が置かれない場合は、委員長は常務委員のうちの1人にその職務を行わせることができる。

(審査又は審議する事項)

第9条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審査又は審議する。

- (1) 海上幕僚監部において立案した海上自衛隊訓令、海上自衛隊達又は海上幕僚監部達
の案
- (2) 防衛省大臣官房又は各局において立案し、海上幕僚監部に合議された防衛省訓令又はこれと同等以上の法令等の案
- (3) 前2号に掲げるものの外、法令等の案であつて委員長が委員会の審査を要すると認め、又は部長会議若しくは課長会議（以下「部長会議等」という。）において委員会の審査を要すると決定したもの
- (4) 法令等の運用に関し、海上幕僚監部内の解釈を統一する必要がある事項
- (5) 前各号に掲げるものの外、海上幕僚長の特に命ずる事項

2 前項第1号及び第2号に掲げる法令等の案（要綱のみを示した案を除く。）は委員会の審査を経た後でなければ、部長会議等の議に付することができない。ただし、特に急を要するものは、委員長の承認を得て委員会の審査を省略することができる。

(招集)

第10条 委員会は、次の各号に掲げる場合に委員長が招集する。

- (1) 委員会において審査又は審議すべき議案（以下「当該議案」という。）を所掌する課長等から、委員長に対し、審査又は審議の請求があつた場合。ただし、委員長が、その必要がないと判断したものは除く。
- (2) 部長会議等において、当該議案について委員会の審査又は審議を要すると決定した場合
- (3) 海上幕僚長が特定の事項について審査又は審議を命じた場合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、委員長が必要と認めた場合

2 前項の招集は、常務委員及び委員に対し、委員会の開催期日及び議題を通告して行う。この場合できる限り、当該議案に関する資料を配付するものとする。

（案の送付）

第11条 法令等の案の審査を求めようとする課長等は、当該案を十分に検討し、形式を整えて委員長に送付しなければならない。

（協力の要請）

第12条 委員長は、前条に規定する場合の外、委員会の議事を行うに当たり、必要がある場合は、課長等に対し、資料の送付その他の協力を求めることができる。

（定足数）

第13条 委員に事故がある場合は、当該委員と同一の課又は所に所属する職員が代理として出席することができる。

2 前項の規定により代理として出席した職員の資格は、当該職員が代理する委員の資格と同一とする。

（審査又は審議の結果の報告）

第14条 第9条第1項第1号から同条第3号までに掲げる事項について委員会において審査した場合は、委員長は、当該事項が部長会議等の議に付される際に、委員会の審査の結果を述べるものとする。

2 第9条第1項第4号及び第5号に掲げる事項について委員会において審議をした場合には、委員長は審議の結果を速やかに海上幕僚長に報告するものとする。

附 則

この達は、昭和29年7月1日から施行する。

附 則〔海上幕僚監部衛生部の設置等に伴う関係達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和40年8月1日から施行する。

附 則〔海上幕僚監部総務部法務課の新設に伴う関係海上幕僚監部達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和55年6月30日から施行する。

附 則〔第1次改正による附則〕

この達は、昭和56年11月30日から施行する。

附 則〔海上幕僚監部衛生部企画室等の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和62年5月21日から施行する。

附 則〔海上幕僚監部防衛部施設課の新設等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和62年10月1日から施行する。

附 則〔海上幕僚監部総括副監察官の新設及び第51航空隊の改編に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和63年4月8日から施行する。

附 則〔海上幕僚監部の改組に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和63年12月15日から施行する。

附 則〔海上幕僚監部首席法務官等の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、平成14年3月22日から施行する。ただし、ミサイル艇隊に係る改正規定は同月25日から、多用途支援艦に係る改正規定は同月27日から施行する。

附 則〔防衛庁設置法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、平成18年3月27日から施行する。

附 則〔防衛省移行に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則抄〕

1 この達は、平成19年1月9日から施行する。